

# **総務省組織令の一部を改正する政令案の概要**

## **1. 概要**

情報通信産業の国際競争力強化に係る推進体制を強化するため、国際戦略局に国際戦略課、国際展開課及び参事官を設置する等の改正を行う。

## **2. 主な改正事項**

### **(1) 国際戦略局国際戦略課の設置（令第 67 条、第 68 条等の改正）**

情報通信産業の国際競争力強化の司令塔機能を強化するため、国際競争力強化等に係る戦略の企画・立案・推進及び国際競争力強化に関する事務等の総括機能を所掌する国際戦略課を設置する（総務課及び国際政策課を廃止）。

### **(2) 国際戦略局国際展開課の設置（令第 67 条、第 72 条等の改正）**

情報通信産業の国際競争力強化の観点から、我が国情報通信関連企業が、諸外国で実施されるプロジェクトに関して情報通信関連技術やサービス、機器等の普及等の事業活動を行うに当たり、その展開促進を図る国際展開課を設置する。

### **(3) 国際戦略局参事官（1人）の設置（令第 67 条の改正、第 75 条及び附則第 18 条の新設等）**

国際戦略課が所掌する電気通信業及び放送業の国際競争力の強化に関する事務のうち重要事項に係るもの（例：情報通信関連機器のサプライチェーンリスク対策等の経済安全保障政策、「信頼性のある自由なデータ流通」に係る国際的なルール形成等に関する事務等）を分掌し、又は国際戦略局の所掌事務に関する重要事項の審議に参画する参事官（1人）を設置する（令和7年3月31日までの時限設置）。

## **3. スケジュール**

閣議：令和3年6月25日（金）

施行期日：令和3年7月1日（木）